

都道府県の各機関の任命権者 殿

厚生労働省職業安定局長  
( 公 印 省 略 )

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令の公布等について

本日、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 49 号。以下「改正省令」という。）及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件（令和 5 年厚生労働省告示第 139 号。以下「改正告示」という。）が公布・告示された。

これらは、昨年 12 月 16 日に公布された障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「法」という。）の改正事項のうち、施行期日が令和 5 年 4 月 1 日とされた事項に関する省令及び告示の整備を行うとともに、精神障害者である短時間労働者の障害者雇用率の算定特例の延長を行うものである。

主な内容は下記のとおりであり、公務部門に関連する改正事項として、精神障害者である短時間労働者の算定特例の延長（記第 1 の 3）及びこれに伴う障害者任免状況通報書等の改正（記第 2）がある。内容を十分理解の上、法の改正事項のうち他の同日施行の事項（雇用の質の向上に向けた事業主の責務の明確化（法第 5 条関係））と併せて、貴職におかれては、円滑な施行に御協力いただきたい。

加えて、都道府県知事部局におかれては、下記内容について、貴都道府県所管の地方独立行政法人に対して周知されたい。

また、別途、貴都道府県の他の各機関の任命権者に対しては当職より、貴都道府県内の各市町村の各機関に対しては各都道府県労働局長より、それぞれ同様の通知を送付していることを申し添える。

なお、当職より、各都道府県知事、各指定都市市長及び各中核市市長宛に送付した「国家戦略特別区域法における障害者の雇用の促進等に関する法律の特例の施行について」（平成 29 年 12 月 15 日付け職発 1215 第 3 号）は、本通知をもって廃止する。

## 記

### 第 1 改正省令関係

#### 1 障害者雇用率の算定特例の対象となる事業協同組合等の追加

- (1) 事業協同組合等（障害者雇用率の算定に当たり、その組合員たる事業主が雇用する労働者を当該事業共同組合等のみが雇用する労働者とみなす等の特例の対象となる組合をいう。）に、法第 45 条の 3 第 2 項に規定する特定有限責任事業組合（以下この 1 において「特定有限責任事業組合」という。）を追加すること。

（改正省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「規則」という。）第 8 条の 8 関係）

- (2) 特定有限責任事業組合が満たすべき要件は、次のとおりとすること。（規則第 8 条の 9 関係）

イ 中小企業者又は小規模の事業者のみがその組合員となっていること。

ロ その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時法第 43 条第 7 項の厚生労働省令で定める数（43.5 人）以上であること。

ハ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）第 4 条第 1 項に規定する組合契約書（以下「組合契約書」という。）に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。

ニ 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。

ホ 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。

ヘ 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められるものでないこと。

- (3) 特定有限責任事業組合は、次の解散の事由が生じた場合の措置のうち、当該特定有限責任事業組合が講ずることとするものを実施計画に記載するものとする。 （規則第 8 条の 10 関係）

イ 特定有限責任事業組合が自ら雇用する障害者である労働者（ロにおいて「特

定障害者」という。)を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主(ロにおいて「特定事業主」という。)が雇用すること。

ロ 特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主(特定事業主を除く。)に対し、特定障害者の雇入れを求めることその他の特定障害者の新たな雇用の機会の提供を行うこと。

## 2 在宅就業支援団体の登録等に関する事項の見直し

(1) 法第74条の3第2項の在宅就業支援団体の登録の申請をしようとする法人(以下「申請法人」という。)が厚生労働大臣に提出しなければならない書類について、次に掲げる事項の記載を不要とすること。(規則第36条の3関係)

イ 申請法人の役員の略歴

ロ 申請法人との間で締結した在宅就業契約に基づき在宅就業障害者が実施する物品製造等業務の種類

ハ 在宅就業障害者が在宅就業を行う場所

ニ 在宅就業障害者に係る業務以外の業務を行っているときは、その業務の種類及び概要

(2) 法第74条の3第4項第3号において、管理者の専任の要件が削除されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。(規則第36条の3、第36条の8、第36条の12及び第36条の13関係)

## 3 精神障害者である短時間労働者の障害者雇用率の算定特例の延長

精神障害者である短時間勤務職員又は短時間労働者についての雇用義務等に関する規定の適用に当たっては、雇入れの日等からの期間にかかわらず、当分の間、一人をもって一人とみなすこと。(規則附則第4条～附則第7条関係)

4 1の改正に伴い、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働省令第33号。以下「区域法施行規則」という。)の関係規定を削除すること。(区域法施行規則第28条、第29条関係)

## 第2 改正告示関係

### 1 改正の概要

第1の改正に伴い、以下に掲げる様式において、所要の改正を行うこと。

① 様式第1号 障害者採用計画通報書

② 様式第1号の2 障害者採用計画通報書(法定雇用率2.5%が適用される教

育委員会用)

- ③ 様式第 2 号 障害者採用計画実施状況通報書
- ④ 様式第 2 号の 2 障害者採用計画実施状況通報書 (法定雇用率 2.5%が適用される教育委員会用)
- ⑤ 様式第 3 号 障害者任免状況通報書
- ⑥ 様式第 5 号の 3 法第 41 条の特例に係る国の機関の概要
- ⑦ 様式第 5 号の 5 法第 42 条の特例に係る地方公共団体の概要
- ⑧ 様式第 6 号 障害者雇用状況報告書
- ⑨ 様式第 6 号の 2 (1) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の認定を受けた事業主用、事業主別)
- ⑩ 様式第 6 号の 2 (2) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の認定を受けた事業主用、グループ全体)
- ⑪ 様式第 6 号の 3 (1) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 2 の認定を受けた事業主用、事業主別)
- ⑫ 様式第 6 号の 3 (2) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 2 の認定を受けた事業主用、グループ全体)
- ⑬ 様式第 6 号の 4 (1) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 3 の認定を受けた事業主用、事業主別)
- ⑭ 様式第 6 号の 4 (2) 障害者雇用状況報告書 (法第 45 条の 3 の認定を受けた事業主用、グループ全体)
- ⑮ 様式第 6 号の 6 親事業主及び子会社の概要
- ⑯ 様式第 6 号の 10 親事業主及び関係子会社の概要
- ⑰ 様式第 6 号の 12 事業協同組合等及び特定事業主の概要
- ⑱ 様式第 7 号の 2 在宅就業支援団体登録申請書
- ⑲ 様式第 7 号の 3 在宅就業支援団体登録事項変更届出書
- ⑳ 様式第 7 号の 7 在宅就業支援団体業務報告書

## 2 経過措置

改正告示の適用の際現にある改正告示による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、改正告示による改正後の様式によるものとみなすこととし、改正告示の適用の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができることとする。

以上